

第 4 章

環境保全・創造に向けた行動指針

第 4.1 節 基本的な行動指針

第 4.2 節 市民・企業・行政の行動指針

4.2.1 市民の行動指針

4.2.2 企業の行動指針

4.2.3 行政の行動指針

第 4.3 節 地域別の行動指針

第4章は、第3章で提示した「環境保全・創造のための重点施策」を着実に推進していくため、その担い手となる市民・企業・行政が取り組むべき行動の指針と今後の地域づくりに向けた指針を示しています。

第4.1節の「基本的な行動指針」では、市民・企業・行政が環境保全・創造活動に取り組む基本的な行動原則として、「自律と率先」「参加と協働」「連携と協調」という3つの指針を提示しました。第4.2節の「市民・企業・行政の行動指針」では、第4.1節の「基本的な行動指針」に基づいて、市民・企業・行政のそれぞれが環境への負荷を低減するために取り組むべき行動のあり方を示しています。

また、第4.3節の「地域別の行動指針」では、札幌を大きく5つの地域に分類し、それぞれの地域の特性や課題に応じた環境保全・創造のための基本指針と、今後の地域づくり計画を推進する上で配慮すべき指針を提示しました。

第4.1節 基本的な行動指針

札幌は、一人ひとりの自主的な努力を積み重ねること（自律と率先）、市民・企業・行政の役割と活動を結び合わせる（参加と協働）、広域的な連携や国際的な協力を推進していくこと（連携と協調）を基本的な行動指針として、環境保全・創造のための取り組みを積極的に推進します。

1) 自律と率先

地球環境問題を改善し、良好な都市環境を保全・創造していくためには、私たち自身の生活行動や産業活動が環境負荷の発生原因となっていることを十分認識し、一人ひとりが環境への負荷を低減するための取り組みを実践していかなければなりません。札幌は、家庭、学校、地域、企業、社会など様々な場において、市民・企業・行政が自律的にかつ率先して、環境保全・創造への取り組みを推進します。

2) 参加と協働

今日の地球環境問題の解決に向けて、経済社会システムの見直しに取り組んでいくためには、価値観や立場の異なる人々が「環境保全と創造」という課題にともに取り組み、それぞれの立場を理解しあいながら、新しい生活、産業、都市、自然のあり方について合意を形成していくこと、及びその過程が重要です。

近年、環境NPO等における環境問題などの社会的課題の改善・解決をめざした活動が着実な広がりを見せており、その基盤となるのは市民・企業・行政の対話と信頼に基づく参加と協働の関係です。

札幌は、異なる立場と価値観を持つ市民・企業・行政が手を結び、課題の解決に向けた目標を共有し、多様な価値観を柔軟に吸収・調整しながら、それぞれの役割と行動を方向づけていくような、市民・企業・行政の参加と協働による環境保全と創造のための仕組みづくりを推進します。

3) 連携と協調

今日の地球環境問題は経済社会システム全般の見直しを求めており、環境保全・創造のための取り組みを推進していくためには、都市づくりに関わる様々な施策や事業の連携と協調が不可欠です。そのため行政内部の連携体制づくりはもとより、市民、企業、教育機関、研究機関などを含めた開かれた情報網を構築し、総合的な連携体制を整えていく必要があります。

また、交通対策や廃棄物対策、水環境の保全などの施策を進めていく上で、近隣市町村との連携・協調を図り、広域的な環境保全のための取り組みを推進します。

さらに酸性雨などの国境を越えて影響を及ぼす環境問題の改善・解決を図るため、近隣諸国との連携・協力関係を構築するなど、地球環境保全のための国際協力を推進します。

第4.2節 市民・企業・行政の行動指針

環境基本条例では市民、事業者、市、それぞれの責務を次のように定めています。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの利用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

市民の行動指針は、日常生活における環境への負荷を低減するための取り組みや、身近な地域における環境保全・創造に向けた取り組みを提示しています。

企業の行動指針は、企業経営における環境管理への取り組みや、事業活動における環境への負荷を低減するための取り組みを提示しています。

市民、企業の行動指針で示す個々の取り組みは、「第3章 環境保全・創造のための重点施策」の各重点施策の「(2) 基本目標」で記述した「目標を実現するための行動基準」の具体的な行動例となっています。

行政の行動指針は、「札幌市環境マネジメントシステム」の環境方針の重点的に取り組む事項別に、行政の事業活動における環境への負荷を低減するための取り組みに加え、環境保全・創造のための都市づくり施策や環境保全・創造活動の推進施策の推進に向けた具体的な取り組みを提示しています。

市民・企業・行政の行動指針に基づく取り組みの実施状況については「札幌市環境モニター制度」などを活用して把握し、環境白書やホームページなどで公表していきます。

4.2.1 市民の行動指針

市民は、環境への負荷をできるだけ低減するため、日常生活における省エネルギーやごみの減量、水環境の保全などに取り組む必要があります。また、町内会や環境NPO、商店街、学校などと連携して、自然環境の保全や資源回収活動、環境学習活動など、身近な地域の環境保全・創造のための取り組みを進めていくことが大切です。

以下に、市民の日常の生活行動において、市民に期待される行動を第3章の重点施策に示す目標を実現するための行動基準ごとに例示し、環境保全・創造に向けた市民の行動指針とします。

図85 環境保全のための市民の行動例



資料：札幌市

(1) 地球環境保全に向けた行動

「地球温暖化の防止」のための行動基準

●札幌は、脱温暖化社会の実現に向け、地球環境の危機的な現状を共有し、二酸化炭素の排出量10%削減をめざし行動します。

行動例

- ・地球環境問題の深刻さを認識し、改善に向けた行動をするよう努めます。
- ・日常生活で省エネルギーなどエネルギーの効率的な利用に努めます。
- ・公共交通機関や自転車を利用するなど、自動車の使用を可能な限り減らすように努めます。
- ・必要なものだけ買う、簡易包装を選ぶなど、家庭から出るごみの減量に努めます。

「森林機能の保全と育成」のための行動基準

●札幌は、森林機能の重要性を理解し、森林の保全・育成につながる行動を実践します。

行動例

- ・観察会などを通して森林の仕組み、働きを理解します。
- ・植樹や維持管理などの森林を保全し豊かにする活動に積極的に参加します。
- ・木材製品を利用し、大切にするなど多様な森林保全の行動を実践します。

「酸性雨（雪）の防止」のための行動基準

●札幌は、酸性雨（雪）の防止のため硫黄酸化物や窒素酸化物の排出削減に向けた行動を実践します。

行動例

- ・公共交通機関や自転車を利用するなど、自動車の使用を可能な限り減らすように努めます。
- ・冬のエネルギー消費量を削減するため暖房機器や融雪機器を効率的に使用します。

「オゾン層の保護」のための行動基準

●札幌は、オゾン層破壊の仕組みについて理解し、自ら実行可能な行動を実践します。

行動例

- ・フロン使用製品を廃棄するときは、法律にしたがい、適正に処理します。

(2) 環境保全・創造のための都市づくりに向けた行動**「エネルギーを有効に利用する都市の実現」のための行動基準**

●札幌は、省エネルギーなどエネルギーを有効に利用するための行動を実践します。

行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型の家電製品を選びます。 ・照明や家電製品の使用時間や待機電力を減らし、こまめに節電します。 ・冬のエネルギー消費量を削減するため暖房機器や融雪機器を効率的に使用します。(再掲) ・住宅の採光の工夫や太陽熱の活用・太陽光発電の導入を進めます。 ・住宅は高气密・高断熱及び長寿命型のものを選びます。 ・新エネルギー導入をめざす活動や交流などへの参加や協力をします。 ・堆雪場所の確保や除排雪の効率化について話し合いを進めます。 ・行政と協力して雪に強い都市づくりについて総合的な観点からの検討を進めます。
-----	---

「環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現」のための行動基準

●札幌は、徒歩、自転車、公共交通を自動車に優先するものとする意識のもと、自動車への依存をできる限り小さくするための行動を実践します。

行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤や通学、買物などの移動の際にはできるだけ公共交通機関・自転車を利用します。 ・近くに出かける際にはできるだけ徒歩や自転車を利用します。 ・さわやかノーカーデーには自動車の利用を自粛します。 ・自動車の購入や買い替えの際には、より低公害な車を選びます。 ・経済速度での走行や駐車時時の不必要なアイドリングの停止など環境への負荷の少ない運転（エコドライブ）を行います。 ・時差通勤、パークアンドライド、カーシェアリングなどの交通需要調整の取り組みに協力します。
-----	--

「廃棄物の少ない都市の実現」のための行動基準

●札幌は、循環型社会の形成に向け、これまでのライフスタイルを見直し、環境に配慮した消費、ごみの発生抑制、再使用、再生利用のための具体的な行動を実践します。

行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なものだけ買う、簡易包装を選ぶなど、家の中にごみになるものを持ち込まないよう心掛けます。 ・住民と商店街などが連携して簡易包装や買物袋の持参運動に取り組みます。 ・耐久性の高い製品を選ぶ、修理して使うなどできるだけ長く使用します。 ・使い捨て製品はできるだけ使用せず、ガラスびんなど再使用が可能な容器製品や詰め替え製品を選びます。 ・日用品や食材は使い切るようにし、また生ごみの堆肥化に取り組みます。 ・フリーマーケットへの参加など不用となった製品の再使用や有効利用に取り組みます。 ・再生品（再生資源を利用した製品）など環境負荷の少ない製品を利用します。 ・町内会や商店街、学校などと連携して集団資源回収に協力します。 ・ごみ出しのルールとマナーを守ります。
-----	---

「良好な水環境を保全する都市の推進」のための行動基準

●札幌は、豊かな水辺のある街さっぽろをめざして、健全な水循環の保全・回復、水質や水辺を保全する行動を実践します。

行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・水の効率的な使用や節水機器の利用などにより水の使用量を節約します。 ・環境への負荷の少ない洗剤（石けんなど）を選び、適量使用に努めます。 ・使用済み油や調理くずなどを下水に流さないようにします。
-----	--

「豊かな自然環境に包まれた都市の実現」のための行動基準

●札幌は、今残る自然環境や生き物をふれあいながら守り育て、次世代へと引き継ぎます。

行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・植樹や維持管理などの森林を保全し豊かにする活動に積極的に参加します。(再掲) ・豊かな自然とふれあうことができる自然観察会などに積極的に参加します。 ・野生動植物の捕獲・採集の仕方など自然への接し方や、自然を利用するときなどの生態系保全のルールを学び、守ります。
-----	--

<p>「うるおいと安らぎのある都市の実現」のための行動基準</p> <p>●札幌は、ゆたかなみどりを30%増やすことをめざすとともに、清らかな水辺を創出し、多様な生き物がつながりをもって生き、誰もが誇りにできる札幌らしい美しさや魅力にあふれる街とするため行動します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の敷地や壁面や屋上などを利用した緑化活動に取り組みます。 ・道路の緑化活動に取り組みます。 ・住民が参加して身近な緑地や水辺地などの保全活動、地域の美化活動などに取り組みます。 ・ビオトープづくりなど、生き物の生息環境の保全や創造に取り組みます。 ・美しい街並みづくりに協力します。 ・美しい景観と環境を守るため、たばこの吸い殻や空缶の投げ捨てなどについてのルール、公共の場におけるペット動物の扱いなどについてのマナーを守ります。 ・市内の歴史的建造物や文化的遺産について理解を深め、その保全・活用に協力します。
<p>「健康で安心して生活できる都市の推進」のための行動基準</p> <p>●札幌は、健康で安心して生活できる環境を確保し、次世代へ引き継いでいくため、環境汚染を未然に防止する行動を実践します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・冬のエネルギー消費量を削減するため暖房機器や融雪機器を効率的に使用します。(再掲) ・公共交通機関や自転車を利用するなど、自動車の使用を可能な限り減らすように努めます。(再掲) ・近隣騒音など、日常生活におけるルールを守り、快適に生活できる環境づくりに取り組みます。 ・化学物質の問題や、ヒートアイランド現象、光害など、新たな環境問題に関心をもち、積極的に情報収集して理解を深めます。

<p>(3) 環境保全・創造活動の推進に向けた行動</p>	
<p>「環境教育・学習活動の推進」のための行動基準</p> <p>●札幌は、街全体を場として、あらゆる機会を通じて環境教育・学習に取り組みます。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する講演会、施設見学会などに積極的に参加します。 ・家庭や地域で環境教育・学習に取り組み、地域ぐるみで環境意識の向上に努めます。 ・地球環境問題と身近な環境問題についての知識を深め、できることから行動を始めます。
<p>「市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進」のための行動基準</p> <p>●札幌は、市民・企業・活動団体・行政のそれぞれが積極的・自発的に環境保全・創造に向けた具体的な行動を実践し、連携と協力、参加と協働により全市的な運動へと展開します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、町内会、商店街、企業などと協力しながら、緑化活動、資源回収活動、その他の環境保全・創造活動に取り組みます。 ・様々な主体により実施される環境保全・創造活動に積極的に参加します。
<p>「環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興」のための行動基準</p> <p>●札幌は、地元の技術や産業を大切に環境を守る産業を育てます。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌で開発、製造された製品をできるだけ購入するなど、地域産業の育成や振興に協力します。
<p>「地球環境保全に向けた国際的連携・協働関係の形成」のための行動基準</p> <p>●札幌は、一人ひとりが世界の人々と手を携えて環境保全・創造のために行動します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境をテーマとする国際協力活動や国際交流活動に、積極的に参加します。

4.2.2 企業の行動指針

企業活動に伴う公害対策を実施するとともに、新しい仕組みとして環境管理などに取り組むことは不可欠であり、環境保全を考慮した企業経営システムが求められています。

また、日常の事業活動において、省エネルギーや自動車の適切な使用、省資源とごみ減量、良好な環境の創出などに取り組み、環境への負荷を低減するための工夫や努力を重ねていくことが必要です。

以下に、企業自らの事業等の実施において期待される行動について、すべての業種に共通する行動を第3章の重点施策に示す目標を実現するための行動基準ごとに、主な事業分野における行動を例示し、環境保全・創造に向けた企業の行動指針とします。

(1) 企業経営及び企業活動における行動

(ア) 地球環境保全に向けた行動

「地球温暖化の防止」のための行動基準

●札幌は、脱温暖化社会の実現に向け、地球環境の危機的な現状を共有し、二酸化炭素の排出量10%削減をめざし行動します。

行動例

- ・省エネ型生産設備や生産工程の導入など、エネルギーの効率的な利用などに努め、二酸化炭素の排出を抑制します。
- ・自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を可能な限り減らします。

「森林機能の保全と育成」のための行動基準

●札幌は、森林機能の重要性を理解し、森林の保全・育成につながる行動を実践します。

行動例

- ・建築工事等における型枠材やその他の木材製品を使用・購入する際には、国産材や持続可能な森林経営が行われている森林から生産されたものを使うよう心掛けます。
- ・地域の森林育成や森林保全活動に積極的に取り組みます。

「酸性雨（雪）の防止」のための行動基準

●札幌は、酸性雨（雪）の防止のため硫黄酸化物や窒素酸化物の排出削減に向けた行動を実践します。

行動例

- ・硫黄酸化物や窒素酸化物の排出を抑制するため、工場・事業場のばい煙に対する適切な対策を実施します。
- ・自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を可能な限り減らします。（再掲）

「オゾン層の保護」のための行動基準

●札幌は、オゾン層破壊の仕組みについて理解し、自ら実行可能な行動を実践します。

行動例

- ・フロン使用製品を廃棄するときは、法律にしたがって、適切に処理します。

(イ) 環境保全・創造のための都市づくりに向けた行動

「エネルギーを有効に利用する都市の実現」のための行動基準

●札幌は、省エネルギーなどエネルギーを有効に利用するための行動を実践します。

行動例

- ・エネルギー使用状況の実態を把握します。
- ・適切な冷暖房温度の設定や無駄な照明の消灯、OA機器の効率的な利用を行います。
- ・省エネルギー型の機器の導入や建物の長寿命化や高断熱化に取り組みます。
- ・太陽光や風力などの自然エネルギーの利用に取り組みます。
- ・排熱の利用やコージェネレーションシステムの導入などに取り組みます。

<p>「環境低負荷型の交通網をもつ都市の実現」のための行動基準</p> <p>●札幌は、徒歩、自転車、公共交通を自動車に優先するものとする意識のもと、自動車への依存をできる限り小さくするための行動を実践します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の適正な使用管理に努め、自動車の使用を可能な限り減らします。(再掲) ・大型ディーゼル車などの環境負荷の大きい自動車の使用を控え、低公害車の利用や導入に取り組みます。 ・配送の効率化や駐停車時間の短縮、不必要なアイドリングの停止など環境への負荷の少ない運転（エコドライブ）に取り組みます。 ・従業員のマイカー通勤や業務用車両による通勤を自粛し、公共交通機関や自転車などの利用を促進します。 ・交通混雑の緩和のため、時差通勤、カーシェアリングなどに取り組みます。
<p>「廃棄物の少ない都市の実現」のための行動基準</p> <p>●札幌は、循環型社会の形成に向け、これまでのライフスタイルを見直し、環境に配慮した消費、ごみの発生抑制、再使用、再生利用のための具体的な行動を実践します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・紙の使用量の削減や再生紙の利用、古紙などの資源回収を推進します。 ・生ごみ、空缶、空びん、ペットボトルなどの分別排出を徹底します。 ・不用となった事務機器などの再使用を推進します。 ・再生品（再生資源を利用した製品）など環境負荷の少ない製品を利用します。 ・工業団地などではゼロエミッションに向けた取り組みを推進します。 ・使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長寿命製品やリサイクルが容易な製品など環境への負荷が少ない製品の製造・販売及び利用を進めます。
<p>「良好な水環境を保全する都市の推進」のための行動基準</p> <p>●札幌は、豊かな水辺のある街さっぽろをめざして、健全な水循環の保全・回復、水質や水辺を保全する行動を実践します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理対策を徹底し、水質汚濁物質の排出抑制に取り組み、水環境を保全します。 ・節水機器の導入や雨水の利用、水の循環利用などに取り組み、水の使用量を節約します。 ・雨水浸透施設の設置など、地下水のかん養に協力します。 ・事業の実施にあたっては、水源地や河川の保全に配慮します。
<p>「豊かな自然環境に包まれた都市の実現」のための行動基準</p> <p>●札幌は、今残る自然環境や生き物をふれあいながら守り育て、次世代へと引き継ぎます。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定や事業の実施にあたっては、自然環境及び野生動植物の生息・生育環境への配慮を徹底します。 ・自然保護や環境保全のための様々な活動を支援します。
<p>「うるおいと安らぎのある都市の実現」のための行動基準</p> <p>●札幌は、ゆたかなみどりを30%増やすことをめざすとともに、清らかな水辺を創出し、多様な生き物がつながりをもって生き、誰もが誇りにできる札幌らしい美しさや魅力にあふれる街とするため行動します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の敷地や屋上などを活用した緑化を推進するとともに、地域の緑化活動への協力を行います。 ・事業計画の策定や事業の実施にあたっては、歴史的建造物、文化的遺産などとの調和に配慮します。 ・事業場や工場等の外観や広告物等に配慮し、地域の景観のルールづくりに協力するなど、魅力ある都市景観づくりに参加します。
<p>「健康で安心して生活できる都市の推進」のための行動基準</p> <p>●札幌は、健康で安心して生活できる環境を確保し、次世代へ引き継いでいくため、環境汚染を未然に防止する行動を実践します。</p>	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染・地下水汚染、騒音、振動、悪臭などの公害対策を実施します。 ・化学物質の適正な自主管理や排出量等の報告を徹底するとともに、リスクコミュニケーションを推進します。

(ウ) 環境保全・創造活動の推進に向けた行動	
「環境教育・学習活動の推進」のための行動基準	
●札幌は、街全体を場として、あらゆる機会を通じて環境教育・学習に取り組みます。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関する従業員研修を実施し、企業内の意識向上と普及啓発に取り組みます。 ・従業員に対し、地域での環境保全活動等への取り組みを推奨します。 ・企業の取り組みを活かした講演会や施設見学会などを積極的に開催します。
「市民・企業・活動団体等の環境保全・創造活動の推進」のための行動基準	
●札幌は、市民・企業・活動団体・行政のそれぞれが積極的・自発的に環境保全・創造に向けた具体的な行動を実践し、連携と協力、参加と協働により全市的な運動へと展開します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの国際規格（ISO14000シリーズ）の認証取得など、企業活動における環境保全のための体制づくりや仕組みづくりに取り組みます。 ・中小企業の環境マネジメントシステムの整備を支援するため、産業界全体での取り組みを推進します。 ・環境への負荷や環境保全活動の状況を自己評価する環境活動評価に取り組みます。 ・企業の環境保全活動の内容や目標の達成状況、環境保全に関する設備投資と経費支出の状況などに関する管理と評価を行う環境会計及び監査システムを導入するとともに、情報公開に取り組みます。 ・製品の生産・流通・消費・廃棄の各段階における環境への負荷を総合的に評価し、環境への負荷が少ない製品やサービスなどの普及を促進するためのライフサイクルアセスメントに取り組みます。
「環境保全・創造に寄与する産業や技術の振興」のための行動基準	
●札幌は、地元の技術や産業を大切に環境を守る産業を育てます。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全・創造に寄与する技術の研究開発や、環境ビジネス・企業交流に積極的に取り組みます。
「地球環境保全に向けた国際的連携・協調関係の形成」のための行動基準	
●札幌は、一人ひとりが世界の人々と手を携えて環境保全・創造のために行動します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣諸国や途上国の環境問題を改善するため、人材派遣や研修生受け入れに協力します。 ・環境先進国の技術を積極的に習得するよう努めます。 ・公害対策や植林などの環境保全技術を移転します。

(2) 主な事業分野における環境負荷低減のための行動

(ア) 建設業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命型及び省エネルギー型の建築物の開発を進めます。 ・分別解体と建設廃棄物の再資源化を進めます。 ・建設工事における再生資源の利用を進めます。 ・建設に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理を推進します。 ・建設工事における省エネルギーや水利用の合理化などの技術開発を進めます。 ・代替型枠工法など、環境に配慮した工法を積極的に採用します。 ・建築工事等における型枠材やその他の木材製品を使用・購入する際には、代替材や持続可能な森林経営が行われている森林から生産されたものを使うよう心掛けます。
(イ) 製造業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の長寿命化やモデルチェンジの適正化、再使用容器への転換など環境への負荷の少ない製品の開発と生産を推進します。 ・製造工程における省エネルギーや汚染物質の排出抑制、水質汚濁や騒音・振動の防止などに取り組みます。 ・工場のゼロエミッションをめざした廃棄物の減量・再資源化と、適正処理を推進します。

(ウ) 運輸業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・最新規制適合車への代替や天然ガス自動車など低公害車の導入を推進します。 ・共同集荷・共同配送システムなどによる運送ルートや荷さばきの効率化を推進します。 ・経済速度での走行や駐停車時の不必要なアイドリングの停止など環境への負荷の少ない運転（エコドライブ）に取り組みます。 ・モーダルシフト¹¹⁷の推進に協力します。
(エ) 小売業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・包装の簡素化やレジ袋の提供自粛などに取り組みます。 ・トレーやパッケージに使う資材の合理化、再使用により、ごみの減量を図ります。 ・食品廃棄物の発生抑制や減量化、再生利用を進めます。 ・店舗で発生する資源の分別排出と回収に取り組みます。 ・再生品やエコマーク製品など環境への負荷が少ない商品の販売を促進します。 ・低公害車の販売を促進します。
(オ) ホテル・飲食業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰な飾り食を自粛するなど、生ごみの減量に努めます。 ・食品廃棄物の発生抑制や減量化、再資源化を進めます。 ・省エネルギー型機器や節水型設備の導入など、省エネルギーや節水に取り組みます。 ・再生品やエコマーク製品など環境への負荷が少ない製品の利用を推進します。
(カ) 廃棄物処理業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理はもとより、廃棄物の分別回収や再資源化に取り組みます。 ・施設の適正な維持・管理を徹底します。 ・処理状況に関する情報の積極的な公開に努めます。
(キ) エネルギー供給業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションシステムなど、環境負荷が少なくエネルギー効率の優れたシステムの導入を進めます。 ・太陽光、風力、下水熱、ごみ焼却熱などを活用したシステムの開発と普及に取り組みます。 ・分散型電源¹¹⁸の開発など、エネルギーの供給システムの合理化を推進します。
(ク) 農業	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬や化学肥料の使用を抑えるなど、人と環境に配慮した農業を進めます。 ・環境に配慮した資材・機材の使用や農業廃棄物の適正処理を進めます。 ・農業と畜産業の連携により、家畜ふん尿の堆肥化など有機物のリサイクルを進めます。

¹¹⁷ モーダルシフト：自動車による旅客・貨物の輸送をバスや鉄道などの公共交通機関にシフトし、大気汚染物質や二酸化炭素排出量を削減する対策。都市部では自動車から鉄道にシフトさせる方法として、乗り入れ規制や駐車場の制限、ロードプライシング（道路利用の有料化）などの政策手法があります。

¹¹⁸ 分散型電源：需要地に隣接して分散配置される小規模電源の総称。主なものに、コージェネレーションシステムや、太陽光発電、風力発電、燃料電池などの未利用エネルギー・自然エネルギーを利用した電源があります。

4.2.3 行政の行動指針

行政は、企業と同様、各種の製品やサービスの購入・使用、学校・病院などの公共施設の建設や維持管理、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備といった、事業者及び消費者としての経済活動を行っています。札幌市では、こうした行政の事業活動に伴う環境への負荷を低減する活動を率先して行うため、2001年11月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を全庁で取得し、具体的な取り組みを推進しています。

また、行政は都市づくりに関わる様々な施策や計画、事業などを推進する役割を担っています。今日の環境問題は、その発生原因及び影響範囲が極めて多様かつ広範囲にわたっており、これまでの経済社会システム全般の見直しを求めています。したがって、今後の環境保全のためには、従来の個別の対策に加えて、総合的な観点に立った都市づくり施策や事業の推進が不可欠であり、また、市民・企業・活動団体等との連携を広げながら、持続的な形で環境保全活動が推進されるよう、積極的に支援していきます。

以下に、「札幌市環境マネジメントシステム」の環境方針で公表している環境配慮の取り組みごとに具体的な行動を例示し、環境保全・創造に向けた行政の行動指針とします。

(1) 省資源、省エネルギーを推進します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の電力使用量及び化石燃料使用量を削減するように努めます。 ・水道水と地下水の使用量を削減するように努めます。 ・太陽光などの自然エネルギーや排熱などの未利用エネルギーの利用を積極的に推進します。 ・公用車に低公害車の導入を進めます。 ・公用車による駐停車時の不必要なアイドリングの停止を徹底します。
(2) 廃棄物を削減します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・紙を効率的に利用して紙の使用量を削減します。 ・使い捨て製品などの使用を控え、ごみの減量に努めます。 ・ごみの分別排出を徹底し、資源の回収活動を推進します。
(3) 環境負荷の少ない製品を積極的に使用します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙や印刷用紙などは古紙100%のものを使用します。 ・物品及び役務の調達は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき実施します。
(4) 公共工事における環境負荷を低減します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱帯木材の使用を抑制し、建設廃材などからの再生品（再生資源を利用した製品）の利用を促進します。 ・建設系廃棄物の発生抑制を徹底し、再資源化を進めて、埋立地や清掃工場処理する廃棄物を減量します。 ・建築物の建築や管理においては、周辺環境への配慮、長寿命化、資源・エネルギーの効率的利用を図ります。 ・工事にあたっては公害発生の未然防止及び自然の保護、修復に努めます。
(5) 委託業務における環境負荷を低減します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の発注時には再生紙を指定します。 ・委託業務実施時における自動車の使用においては、環境負荷の少ない車両の使用、不要なアイドリングの停止などを指示します。
(6) 環境汚染の危機管理を徹底します。	
行動例	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設における有害物質の適正管理を推進します。 ・市有施設でフロンを含む機器等を廃棄する場合、フロンの適切な回収と処理を実施します。

(7) 市民・事業者の自立的な環境保全活動を支援します。

行動例

- ・家庭や地域、学校、企業などの自主的な環境保全活動を支援するため、活動に必要な機材などの貸与や技術的援助、的確な情報提供などを推進します。
- ・環境教育・学習の場や機会の提供、環境保全アドバイザー・環境教育リーダーの派遣などの支援を積極的に推進します。
- ・環境保全・創造活動に取り組む環境NPOなどの市民公益活動を支援・育成します。
- ・企業における環境マネジメントシステムの整備を促進・支援します。
- ・行政に蓄積された環境問題に関する様々な情報を市民に対して積極的に提供・発信します。
- ・札幌市環境基本計画や「ローカルアジェンダ21さっぽろ」などに関する広報活動を積極的に推進します。

(8) 事業者に対して環境に配慮した事業活動を働きかけます。

行動例

- ・行政に蓄積された環境問題に関する様々な情報を企業に対して積極的に提供・発信します。

(9) 環境保全産業の創出を支援します。

行動例

- ・環境の保全に寄与する環境産業を育成します。
- ・環境技術を基盤とする地域産業の育成・創出を支援します。

(1) 基本指針

以下に、各地域における環境保全・創造のための基本指針を提示します。

地域分類	基本指針
<p>1 都心地域</p>  <p>都心地域</p>	<p>(ア) 環境負荷の抑制</p> <p>札幌の都心は、札幌市のみならず、札幌都市圏及び北海道全体の行政・業務・商業・教育・文化・情報などの中心地としての役割を担っており、人や物の流れが集中しています。この多様な都市活動の拡大に対応するため、都心地域は大量のエネルギーや資源を消費し、大量の排出ガスや廃棄物を排出するという、大量消費・大量廃棄型のシステムが構築されてきました。したがって、都心地域の環境保全・創造に取り組んでいく上では、エネルギーや資源の効率的利用を積極的に推進し、環境への負荷を抑制していくことが重要です。</p> <p>(イ) 先駆的な環境保全プログラムの展開</p> <p>都心地域の環境保全・創造のためには、札幌の都心が果たす多様な役割や機能を総合的にとらえながら、市民・企業・行政が連携して都心地域の将来像を方向づけていく取り組みが重要です。そうした中で、都心機能の高度化を図りながら環境への負荷を低減するエネルギー技術の開発や、都心の交通混雑を緩和するための仕組みづくり、都心のまちづくりにおいて水と緑のネットワークの創出を推進していくことなど、先駆的な環境保全プログラムを積極的に展開していくことが必要です。</p> <p>(ウ) 緑の創出とネットワーク形成</p> <p>都心及びその周辺には、大通公園をはじめ、北海道大学構内や植物園、中島公園などの緑地空間が存在していますが、緑の量は少なく、それぞれの緑地が孤立しているという課題があります。地球温暖化の防止など地球環境保全に貢献する都市づくりを進めていく上で、市街地における自然の再生は重要な課題の一つであり、都心地域においてもまちづくりなどを通じて、緑の創出とネットワークの形成を計画的に推進していくことが必要です。</p>
<p>2 都心周辺地域及び地域の中心</p>  <p>都心周辺地域及び地域の中心</p>	<p>(ア) コンパクトな生活圏の形成</p> <p>札幌の中で比較的早く形成された都心周辺地域は、郊外地域における住宅地の拡大などに伴って、人口の減少や高齢世帯の増加、商店街の不振といった地域活力の低下が進行し、建物の老朽化や生活道路の不備などによる防災上の問題もあったことから、市街地再生に向けた取り組みが進められています。</p> <p>こうした都心周辺地域は、都心から比較的近い距離にあり、また、地域の中心は、地下鉄などの公共交通機関の利便性が高い地域であることから、居住空間等を整備するとともに、暮らしに必要な諸機能を集積し、自動車に頼らなくても暮らしやすい生活圏を形成していくことが必要です。</p> <p>(イ) 雪に強い都市づくりの推進</p> <p>歴史の古い都心周辺地域は、建物が密集し、空地が少なく、生活道路も狭い地域が多いことに加え、高齢世帯が増えています。したがって、今後の市街地再生に向けた取り組みの中で、高齢社会を視野に入れながら、雪対策も織り込んだ市街地の形成などを推進していくことが重要な課題です。</p> <p>その場合、化石燃料の消費量を削減するという観点から、市街地、道路、住宅のあり方や、雪処理の技術や仕組みなどについて、住民参加による計画づくりを行いながら、雪に強い都市づくりに向けての将来像と実現方法に関する合意を形成していくことが重要です。</p>

地域分類	基本指針
<p>3 住宅地域</p>  <p>住宅地域</p>	<p>(ア) 身近な自然の環境保全活動の展開</p> <p>都市化の進展に伴って形成されてきた郊外住宅地域の多くは、都市地域と自然地域が接する位置にあり、身近な自然に恵まれた地域です。しかし近年、市街地近郊の森林や水辺地は減少しており、こうした身近な自然環境を保全していくため、市街地の外への都市的な土地利用の拡大を抑制し、市民が自然とふれあう場として活用するとともに、森林や水辺地の保全管理を体験するプログラムなどを推進し、市民や企業、行政の参加と協働による身近な自然の環境保全活動を積極的に展開していく必要があります。</p> <p>(イ) 公共交通の利便性の向上</p> <p>郊外の住宅地域は、地下鉄やJR、バスなどの公共交通機関の利便性が低い地域もあり、通勤や買物などにおける自家用車の利用度が高い特性があります。また、商業地域などの生活サービス機能も、自家用車の利用を前提とした立地になっている場合が多くなっています。</p> <p>このため、自動車による環境への負荷を低減する観点から、住宅地域における公共交通機関の利便性を向上させるとともに、主に徒歩を中心とした圏域に日常生活に必要なサービスの確保に努めます。</p>
<p>4 平地系緑地</p>  <p>平地系緑地</p>	<p>(ア) 平地系グリーンベルトの形成</p> <p>札幌市が推進している「環状グリーンベルト構想」に基づき、平地系グリーンベルトの形成を積極的に展開していくため、学校の環境教育と連携した実践活動や、NPOによる環境改善活動、企業や民間団体などが主体となった植樹活動、さらには行政による公園緑地整備や河川環境整備などを総合的に推進し、長期的・持続的な緑地創造と保全管理のための仕組みを整備します。</p> <p>(イ) 農地の保全と積極的な活用</p> <p>札幌の北部地域などに広がる農地は、緑の資源、水循環及び生ごみなどの有機物の循環に係わる貴重な存在であり、これを積極的に保全していくため、遊休農地の有効活用を促進し、市民農園などの市民と結びついた新しい農地活用システムを構築します。また、「サッポロさとらんど¹¹⁹」でのファーマーズマーケットの開催や農業体験など、市民と農業生産者との交流を図り、多面的な効果を有する農地の保全に努めます。</p>
<p>5 山地系緑地</p>  <p>山地系緑地</p>	<p>(ア) 自然性の高い森林の保全・学習プログラムの推進</p> <p>札幌の南西部の山地は、自然林の比率が高く、自然生態系が残されており、かつ、札幌の重要な水源であり、札幌の自然緑地の基幹をなす地域です。こうした貴重な自然環境を有する地域を将来にわたって保全していくため、市民・企業・行政の参加と協働による自然保護教育や、自然体験型の学習プログラムを推進し、森林の減少を防止するための仕組みづくりや、森林の維持管理を持続して行うための体制づくりを推進します。</p> <p>(イ) 身近な森林の保全・活用の推進</p> <p>二次林¹²⁰や人工林が多い市街地近郊の森林は、都市地域と自然地域の緩衝帯として、野鳥や昆虫などの身近な生物の生息地としての役割を果たしており、市街地を包む環状グリーンベルト構想の拠点緑地としても重要な存在です。こうした身近な森林を保全していくため、市民が自然とふれあう場としての活用や、自然学習のフィールドとしての活用を通じて、市民・企業・行政の参加と協働による森林の保全・創造活動を推進します。</p>

¹¹⁹ サッポロさとらんど：市民が農業や自然とふれあいながら憩い、楽しむことのできる緑地空間として、また、市民との関わりを通じた新たな都市農業の総合的な支援拠点として整備されました。

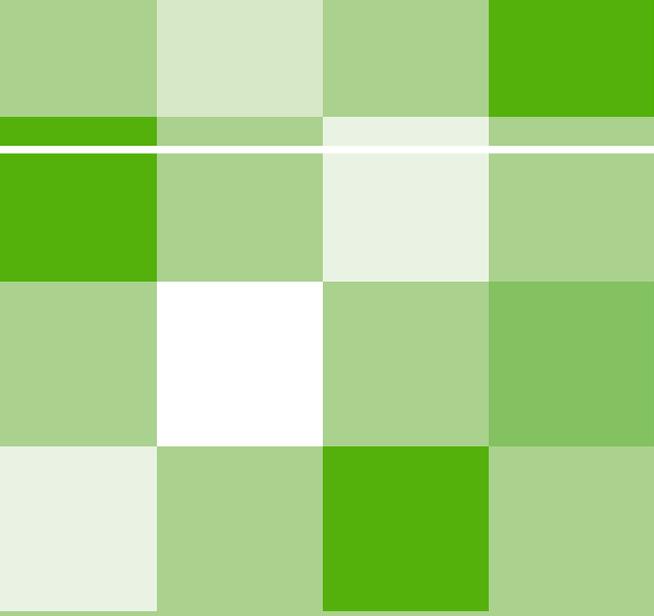
¹²⁰ 二次林：自然林が伐採などにより消失した後に、自生植物の残された部分や種子からのめばえによる生長などの自然の回復力によって再生し、成立した森林。

(2) 地域づくり計画の推進に向けた指針

以下に、各地域における環境保全・創造のための今後の地域づくり計画を推進する上で配慮すべき事項を提示します。

	基本指針	交通計画	住宅計画	商業・業務計画
1 都心地域	<ul style="list-style-type: none"> ○環境負荷の抑制 ○先駆的な環境保全プログラムの展開 ○緑の創出とネットワーク形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○都心の交通混雑を緩和するため、都心の通過交通量の削減や、通勤・通学・買物における公共交通機関の利用促進、パークアンドライドの促進、物流システムの効率化など、交通の目的に応じたきめ細かな都心部における交通対策を推進します。 ○まちづくりと連動しながら、歩行者が快適に移動できる地上、地下空間の整備や駐車場の計画的な配置、共同荷さばき拠点の設置などを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー関連施設を都市基盤として位置づけ、その計画的整備を推進し、エネルギーの利用効率の高いコンパクトな都市づくりを推進します。 ○土地の高度利用や住宅の共同化、施設の複合化などを通じて、生活サービス機能などが集約化・複合化された都心型居住環境の整備を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーや省資源に配慮した建物の整備を促進します。 ○歩行者空間の確保や敷地を活用した緑化の推進など、環境への負荷の低減に寄与する施設づくりを推進します。
2 都心周辺地域及び地域の中心	<ul style="list-style-type: none"> ○コンパクトな生活圏の形成 ○雪に強い都市づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通の利便性の向上や自転車や歩行者に配慮した道路を整備し、自動車に頼らなくても暮らしやすいコンパクトな生活圏の形成を推進します。 ○公共交通機関との結びつきや冬対策を重視した歩行者道路網の形成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしに必要な諸機能をコンパクトに集約化・複合化し、エネルギー利用効率の高いまちづくりを進めます。 ○雪対策も織り込んだ住宅の共同化などを推進し、市街地再生に向けた取り組みを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーや省資源に配慮した建物の整備を促進します。 ○住宅や公共施設との複合化や、歩行者空間の確保、敷地の緑化の推進など、環境への負荷の低減に寄与する施設づくりを推進します。
3 住宅地域	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な自然の環境保全活動の展開 ○公共交通の利便性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄駅やJR駅に連絡する路線バスの充実やパークアンドライドの促進などにより、利便性の高い公共交通システムの形成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー住宅の促進、雪対策を織り込んだ宅地や道路の整備、樹木の育成、生ごみや下水汚泥の堆肥化による自然への還元など、都市地域と自然地域のつながりに配慮した住宅地の形成を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギーや省資源に配慮した建物の整備を促進します。 ○敷地の緑化推進など、環境への負荷が少ない施設づくりを推進します。
4 平地系緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○平地系グリーンベルトの形成 ○農地の保全と積極的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○環状グリーンベルト構想の展開にあわせ、平地系緑地内につながるサイクリングロードや散策路などの整備を推進します。 		
5 山地系緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○自然性の高い森林の保全・学習プログラムの推進 ○身近な森林の保全・活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林体験や学習、森林管理などのために森林地域を訪れる人々に対する適切な交通手段を確保します。 ○森林地域への自家用車の無秩序な乗り入れを制限し、自然環境の保全を基本とします。 		

公共施設計画	緑地・河川計画	供給処理計画	工業計画
<p>○都心におけるつながりに配慮した歩行者空間づくりや公共交通機関との接続性に配慮した施設の立地を図ります。</p> <p>○住宅施設や商業・業務施設との複合化による高密度で利用しやすい施設の整備を推進します。</p> <p>○ESCO事業等を活用した施設の省エネルギー化・グリーン化を促進します。</p>	<p>○まちづくりなどを通じて、都心地域における緑化を進めるとともに、既存緑地の自然性の回復・向上や水辺環境の創出などを進めながら、水と緑のネットワークを形成します。</p>	<p>○産学官の連携により、コージェネレーションシステムや都市排熱を活用した熱供給事業、太陽光の活用など、環境負荷の少ない都市エネルギー利用システムの研究開発及び実用化を推進します。</p>	
<p>○住宅の共同化など市街地の再生計画と連携しながら、医療・福祉サービスをはじめとする公共公益施設の導入や再配置、複合化などを推進します。</p> <p>○ESCO事業等を活用した施設の省エネルギー化・グリーン化を促進します。</p>	<p>○市街地再生計画の中で、土地の高度利用を通じて緑化を推進します。</p> <p>○豊平川沿いの緑地や散策路などは市民の良好な憩いの場となっていることから、それらの水辺環境を保全するとともに、新たな水辺の創出に取り組み、水と緑のネットワーク形成を推進します。</p>	<p>○エネルギー使用量を考慮した環境負荷の少ないエネルギー供給システムの導入を推進します。</p>	
<p>○公共交通網と連携しながら、医療・福祉サービスをはじめとする公共公益施設の導入と集約的な配置、商業施設との複合化などを推進します。</p>	<p>○市街地近郊の森林や農地、河川などを活用して、市民が自然とふれあいながら、森づくり、土づくり、川づくりなどを体験できる場と機会を整備し、身近な自然の保全活動を展開します。</p> <p>○コンクリートで整備された護岸も多いことから、多自然型川づくりを推進します。</p>	<p>○ごみの燃焼熱を有効に利用するシステムの開発を促進します。</p>	
	<p>○環状グリーンベルト構想に基づく拠点緑地の整備を行います。</p> <p>○市民や企業の参加による植樹活動や、河川事業と連携した水辺環境の改善活動、農地の保全と活用を持続的に推進します。</p>	<p>○樹林や農地を保全・創出することにより雨や雪の保水力の向上に努めます。</p> <p>○下水汚泥や生ごみなどの堆肥化による市民農園などへの還元を推進するなど、自然循環系と都市循環系との結合を図ります。</p>	<p>○工業団地などの整備を進めるにあたっては、周辺地域の自然環境や生態系に対する影響を十分考慮します。</p> <p>○工場敷地を活用した緑化を積極的に推進し、緑豊かな産業ゾーンの形成に努めます。</p>
	<p>○環状グリーンベルト構想における山地系の拠点緑地について、環境学習プログラムと連携しながら、市民・企業・行政の参加と協働による緑や水辺環境の保全活動などを推進します。</p>	<p>○レクリエーション施設などの排水処理や廃棄物処理を適切に行い、森林や土壌、河川などへの汚染物質の排出を防止します。</p>	



第 5 章

環境基本計画の推進に向けて

- 第 5 . 1 節 計画の推進体制
- 第 5 . 2 節 戦略的施策プログラム
- 第 5 . 3 節 計画の進行管理

環境基本計画の推進に向けて

第5章では、環境基本計画を実効性のあるものにしていくための計画の推進体制と、計画全体の牽引を目的とする戦略的施策プログラム及び進行管理のあり方を提示しています。

第5.1節の「計画の推進体制」では、環境基本計画は行政計画にとどまらず、市民や企業が計画の推進に積極的に参加し、市民・企業・行政が協力・連携して計画の着実な推進を図っていくための具体的な仕組みと計画推進における市民・企業・行政それぞれが担うべき役割を示しています。

第5.2節の「戦略的施策プログラム」では、計画全体の推進を牽引することを目的として、市民・企業・活動団体・行政などの参加と協働による取り組みをプログラムとして示しています。

第5.3節の「計画の進行管理」では、PDCAサイクル¹²¹を導入し、環境の現状や動向、環境基本計画の進行状況などを、市民・企業・行政等が協働で的確に把握・評価し、取り組みなどの定期的な見直しを行うための仕組みを示しています。

計画推進の基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 実効性の確保

計画の実効性を確保していくため、計画の推進体制や進行管理を充実強化するとともに、計画を共有し推進する市民・企業・活動団体等の参加と協働を確保する仕組みを整備し、この仕組みによる手順など進め方を明確にします。

(2) 市民・企業・活動団体等の参加による合意形成のプロセスの重視

市民・企業・行政の参加と協働を確保する仕組みにおいては、課題や目標を共有化した上で、その様々な実現方策について議論し、共有化した方策を協働で実施します。その実施結果を踏まえ、短期的に方策の見直しを行うとともに、長期的には目標を見直しといった市民・企業・活動団体等の参加による合意形成のプロセスを重視します。

(3) 札幌市環境マネジメントシステムによる進行管理

計画の着実な推進を図り、市民・企業・活動団体等と行政の協働による効果的な進行管理を行うため、札幌市環境マネジメントシステムを環境基本計画の進行管理の仕組みとして位置づけます。これにより、ISO14001の規格にしたがいPDCAサイクル〔計画の策定・見直し(Plan)→各主体における事業・取り組み等の実施(Do)→事業・取り組み等の実施状況等の点検・評価(Check)→事業内容等の改善・見直し等(Act)]による継続的な改善と推進を図ります。なお、環境指標による点検・評価の活用や仕組みそのものについて定期的な点検・評価や改善・見直しを行います。

図87 計画の実効性の確保に向けて

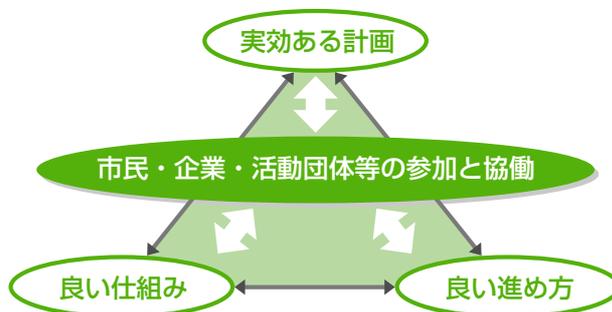
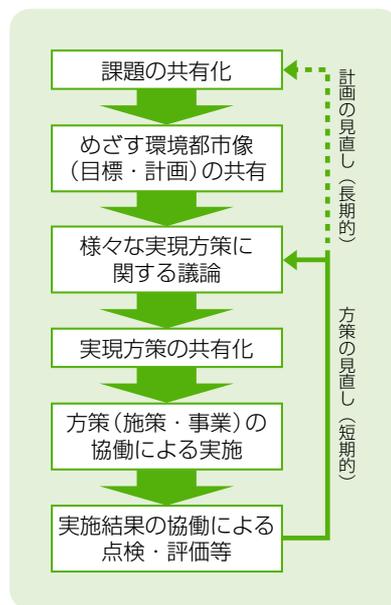


図88 参加・協働のプロセスの考え方



¹²¹ PDCAサイクル：計画を策定(Plan)し、計画に基づき各主体における事業・取り組み等を実施(Do)し、その実施状況等を点検・評価(Check)し、事業・取り組み等の内容の改善・見直し(Act)を行った上で、さらに元の計画に反映(見直し)していくことで、環境の継続的改善を図ろうとするものです。

第5.1節 計画の推進体制

(1) 市民・企業・行政の協働による計画の推進体制

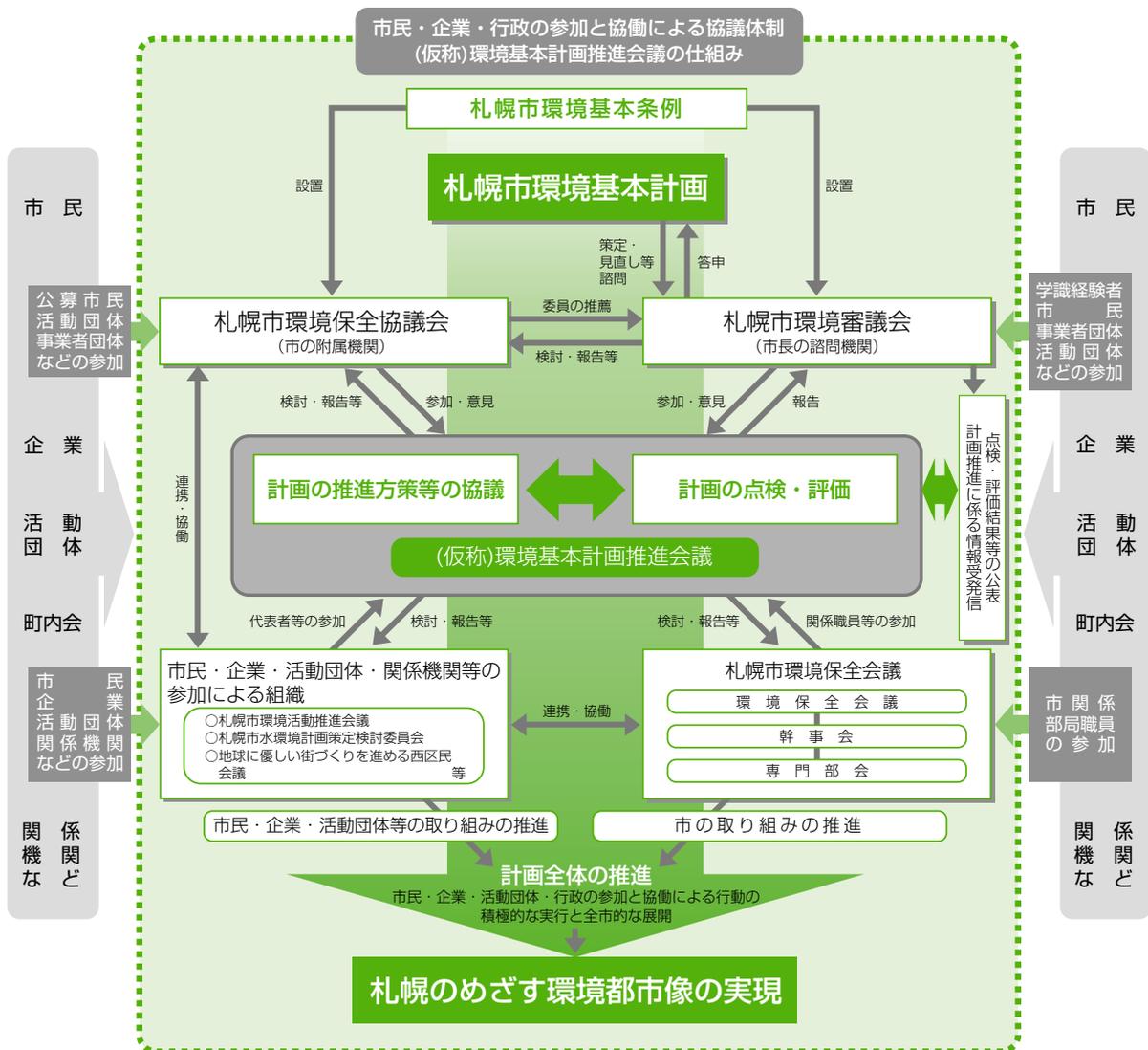
今日の地球環境問題や都市生活型の環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、経済社会システムそのものの転換が求められています。

経済社会システムの転換に向けては、この担い手である市民、企業、行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、環境保全・創造のために率先して取り組むことが最も重要です。

このために、市民・企業・行政の自主的な活動を促進し、それらを有機的に結び合わせながら、市民・企業・行政の役割等を明確にしたうえで参加と協働を進めることが不可欠です。

このことから、環境基本計画は行政計画にとどまらず、市民・企業・行政が共有し、協働で推進する計画として位置づけ、下図に示す市民・企業・行政の参加と協働による体制で計画を推進するとともに、着実な推進のための総合的な環境行政システムを構築していきます。

図89 市民・企業・行政の協働による計画の推進体制



(2) 推進体制における組織等

①札幌市環境審議会

環境基本条例第29条により環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため「札幌市環境審議会」を設けています。審議会は、環境基本計画に関することや環境の保全に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べるができることから、このシステムの整備状況や機能状況について報告し意見を求めるなどにより、システム整備に関して専門的かつ広範な見地からの意見の反映に努めます。

②札幌市環境保全協議会

環境基本条例第30条により「札幌市環境保全協議会」を設け、市民・企業・活動団体等が自らの環境保全に関する活動を効果的に行う方策、環境保全に関する施策等に関して、自主的かつ協働で協議しています。この仕組みの活用により、環境行政システムにおける合意形成等のプロセスの充実強化を図ります。

③札幌市環境保全会議¹²²

庁内の各部門を横断的につなぐ組織として「札幌市環境保全会議」を設置し、環境行政の基本方針について確認するとともに、施策の推進に関する各部門の役割分担や連携体制について調整を行い、環境保全施策を総合的に推進するための仕組みを整えています。

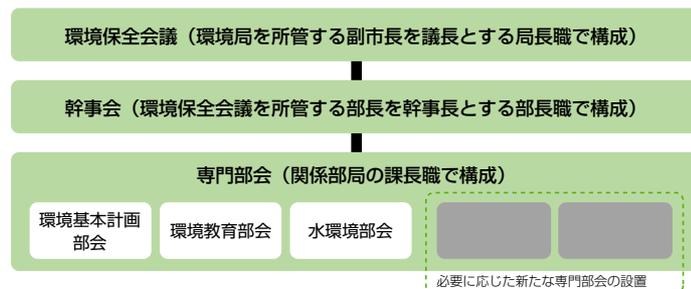
現在、関係部局の課長職による専門部会として、環境基本計画部会、環境教育部会、水環境部会が設定されていますが、今後さらに重点施策の分野に応じた専門部会の新設など環境基本計画に基づく施策の推進体制の強化を図ります。

④市民・企業・活動団体・関係機関等の参加による組織

環境基本条例第25条により市民・企業・行政が一体となって環境保全に関する行動について検討し、その実行を図ることを目的に設置している「札幌市環境活動推進会議」、水環境計画の策定にあたり設置された「水環境計画策定検討委員会」、「地球に優しいまちづくりを進める西区民会議」等、市民・企業・活動団体・関係機関等の参加による組織を設置しています。

これらの組織の参加や連携により、市民・企業・活動団体等の環境保全に関する具体的な取り組みの効果的な実施、環境行政システムにおける合意形成等のプロセスの充実強化を図ります。

図90 札幌市環境保全会議の仕組み



(3) 市民・企業・活動団体・行政の参加と協働による推進体制の構築

「札幌市環境保全協議会」「札幌市環境審議会」「札幌市環境保全会議」、「札幌市環境活動推進会議」等の市民・企業・活動団体・関係機関等の参加による組織、それぞれからの参加を得て、市民・企業・活動団体・行政による協議などを行う「(仮称)環境基本計画推進会議」の設置など参加と協働による推進体制を構築します。

「(仮称)環境基本計画推進会議」においては、「札幌市環境保全協議会」「札幌市環境審議会」「札幌市環境保全会議」等における検討・協議等の成果を共有し、それらを有機的に結びつけ、計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

¹²² 札幌市環境保全会議：「札幌市環境基本条例」第25条の規定に基づく札幌市内部委員会であり、全庁横断的な総合調整機構。市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制として整備されました。

(4) 総合的な環境行政システムの整備

第3章の「環境保全・創造のための重点施策」で示した様々な施策はそれぞれ独立するものではなく、総合的・複合的な施策の推進が求められます。このため、市民・企業・活動団体等の参加・協働による仕組みや進め方など総合的な環境行政システムを整備していきます。

(ア) 環境行政における分野別のシステム整備の方向

①環境活動の分野

環境行政システムの整備の方向としては、まず第一に、地域全体を環境への負荷の少ない都市（社会）とするための環境保全・創造の取り組みや持続可能性の考え方に基づく施策や環境配慮があらゆる分野で実施されていくための仕組みを構築します。

②環境経営の分野

施策等を総合的、体系的に整理し、それらの施策等について環境面からの客観的な評価・見直しなどの仕組みをもち、さらに環境に関して総合的で効率的な行政運営を行います。

③環境自治の分野

市民等と行政の役割を適切に整理し、市民等の意向を反映する仕組みをもち、参加や協働を効果的に展開していきます。

(イ) 段階的な取り組みの推進

総合的な環境行政システムの整備にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムにおける環境目的・目標、マネジメントプログラムの設定による、それぞれの分野で、段階的により高い水準をめざしていきます。

表4 方向別の段階

分野	段階 内容	第1段階	第2段階	第3段階
		環境活動	行政における環境配慮の段階	地域全体における展開の段階
	取り組み内容	行政の事務事業 ¹²³ における環境配慮の徹底	市民生活や事業活動における環境配慮の仕組みづくり	環境に配慮した社会基盤の整備や社会システムづくり
環境経営	段階の考え方	意識の醸成段階	行政全体における環境配慮徹底の段階	環境に関して総合的・効率的な行政運営の段階
	取り組み内容	環境に配慮した行政運営	総合的・体系的に環境配慮を行う行政運営	事前評価と代替案、政策評価等による行政運営
環境自治	段階の考え方	環境コミュニケーションの段階	参加の段階	協働の段階
	取り組み内容	環境に関する情報の共有・施策等の立案、実施、評価等の各プロセスの公開	施策等の立案、実施、評価等の各プロセスへの市民等の参加	市民等との協働による施策等の決定や実施

(ウ) 効果的なインセンティブ¹²⁴の創設

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量削減やエネルギーの有効利用などに関する市民・企業・活動団体の取り組みを促進するため、経済的な支援のみならず、より一層効果的なインセンティブの創設について検討し実施していきます。

¹²³ 行政の事務事業：行政は、企業と同様、各種の製品やサービスの購入・使用、学校・病院などの公共施設の建設や維持管理、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備といった、事業者及び消費者としての経済活動を行っており、このような活動を指します。

¹²⁴ インセンティブ：広義には人や組織に特定の行動を促す動機づけ、誘因のことを意味します。ここでは、市民・企業・活動団体の取り組みを促進するための制度創設などを指します。

(5) 環境コミュニケーションの推進

- 環境基本計画の進行状況の評価や施策の定期的な見直しを適切に進めていくため、環境の現状を的確に把握するとともに、科学的手法による環境調査を充実し、環境保全・創造のための施策立案などに有効に活用します。
- 環境調査による科学的データをはじめ、都市環境や自然環境に関する情報や、国内外の環境問題の動向に関する情報を含めた環境情報の整備と活用を促進します。
- 環境施策の総合的な推進、環境意識の啓発、環境学習の推進などをはじめ、市民・企業・活動団体・行政の協働による取り組みの促進のため、情報の発信のみならず受信機能の充実や環境プラザを中心とする環境関連施設の情報ネットワークの強化を図ります。
- 市民・企業・活動団体等の情報発信を活発化するとともに、地域FM局等の活用などによる市民ニーズに対応した即時性の高い情報提供、環境白書や、市ホームページの効果的な活用を進めます。
- 市民・企業・活動団体・行政の各主体間の対話の場や機会の確保などにより、環境に関するコミュニケーションを促進します。

(6) 環境影響評価（環境アセスメント）¹²⁵の推進

- 環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を行う企業が、事業段階で、あらかじめその事業に関わる環境への影響について自ら調査・予測・評価を行い、環境の保全について適切に配慮することを求める環境影響評価（環境アセスメント）制度の適正な運用を推進します。
- 環境影響評価制度に基づく事業段階での環境アセスメントを着実に運用するとともに、事業実施前の政策立案、計画などの段階で、事業の環境影響を評価し、複数の計画案について検討を行うなど、環境配慮をより確保するための手続きを明確化する計画段階のアセスメントについて、検討を進めます。

(7) 財源の確保等

環境基本計画を総合的に推進するためには、世界の情勢を的確に把握しつつ、計画に示す施策を長期的な展望をもって持続的に実施していく必要があります。

このため、限られた人的資源・物的資源を有効に活用し成果を重視する施策展開を行うとともに、市民、企業、行政の役割分担や協力体制に応じて、計画的・安定的な財源の確保に努めます。

¹²⁵ 環境影響評価：開発事業等が環境に及ぼす影響を事業者自らが事前に調査、予測、評価を行ってその結果を公表し、行政、住民等が関与する一連の手续を通じて必要な環境保全措置の内容等を検討して、事業に反映させるための仕組みをいいます。

第5.2節 戦略的施策プログラム

環境問題は拡大・深刻化しており、また様々な問題が相互に絡み合っていることから、これに対応する取り組みも多岐にわたります。計画のめざすべき目標を実現していくためには、個別の環境問題に対応して展開されている取り組みを、問題相互の関連を明らかにしながら、総合的な観点から推進する必要があります。

取り組みの推進にあたっては、限られた人的・財政的資源をより効率的に活用するために、問題の緊急性、重要性などに応じて、優先的な取り組みを選択し、重点的かつ効果的に推進する必要があります。

なお、戦略的施策プログラムは、この計画書とは別冊としています。

(1) 考え方とテーマ設定

○対応の緊急性や市民ニーズなどから、優先的に取り組むべき分野を絞り込み、この分野における課題を明確にした上で、それらの課題を効果的に解決し、計画全体の推進を牽引することを目的に、市民・企業・活動団体・行政などの参加と協働による取り組みをおおむね5年間で展開する以下の戦略的施策プログラムを設定します。

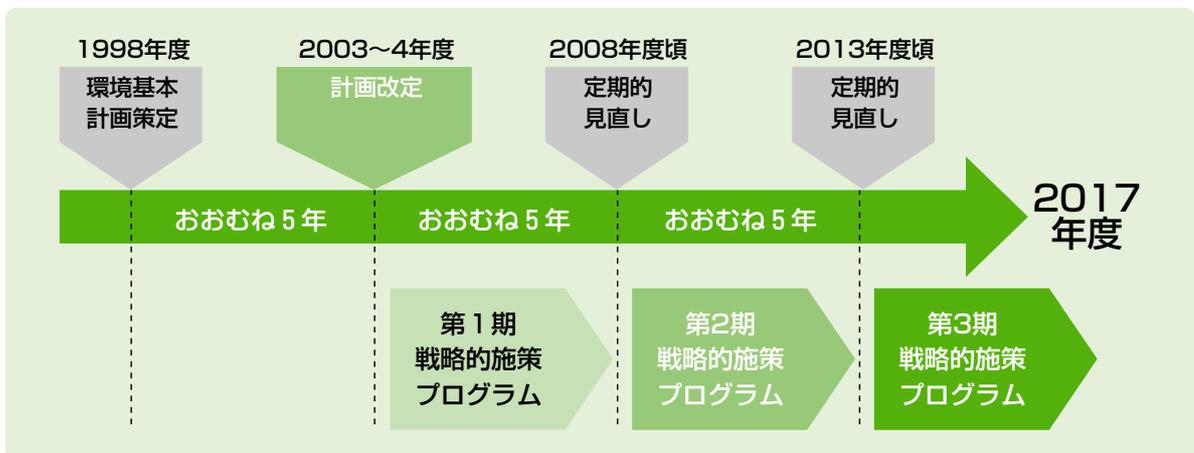


○施策のプログラム化にあたっては、取り組みを適切に組み合わせること（パッケージ化）により高い効果を得ることに留意します。

(2) 環境基本計画との関係

○環境政策の基本的な指針である環境基本計画においては、めざすべき目標の実現に向けた環境保全・創造のための施策の全体像を体系的に示し、市民・企業・行政の共有のものとして総合的な施策展開を図ることとしています。

図91 環境基本計画と戦略的施策プログラムの関係



○戦略的施策プログラムは、この環境基本計画のめざすべき目標の実現に向けた牽引を図り、持続可能な社会の構築の方向性に沿った取り組みをより促進していくため、2017年度までの計画期間のうちおおむね5年間を期間として、計画の定期的見直しと連動しつつ、取り組みの効果的な展開を図ろうとするものです。

(3) 構成

戦略的施策プログラムは、以下の項目で構成されています。

(ア) 目的・背景

各プログラムの目的とその背景について明確にしています。

(イ) 期間（目標年次）

重点的・緊急的な問題解決をめざすことからおおむね5年間を基準として期間を設定しています。

(ウ) 目標

各プログラムの目標を定量的に設定しています。

「第3章 環境保全・創造のための重点施策」の各重点施策で示した「定量目標」は計画期間である2017年度を目標年次としていますが、おおむね5年間を期間として設定している戦略的施策プログラムでは2006年あるいは2010年を目標年次としています。

(エ) 成果を測定する指標

各プログラムの推進による環境面の成果を測定する指標（環境指標）を設定しています。

(オ) 戦略的施策プログラムの組立

各プログラムにおける取り組みについて、①誰が、②いつまでに、③何を、④どのように、⑤どこまで実施するのかを明確にしています。

(カ) 市が実施する取り組み

各プログラムの目標を達成するために市が実施する取り組みを提示し、毎年の実施内容等を明確にしています。

(キ) 市民・企業・活動団体、町内会等の取り組み

各プログラムの目標を達成するため、市民・企業・活動団体・町内会等に求められる取り組みなどを整理し提示しています。

(4) 進行管理

計画全体の進行管理において、毎年、目標の達成状況や指標による成果の把握によりプログラムの進行状況について把握するとともに、プログラムを構成する市が実施する取り組みや市民等の取り組みの状況などについて点検します。

(5) 体系

図92 戦略的施策プログラムの体系図

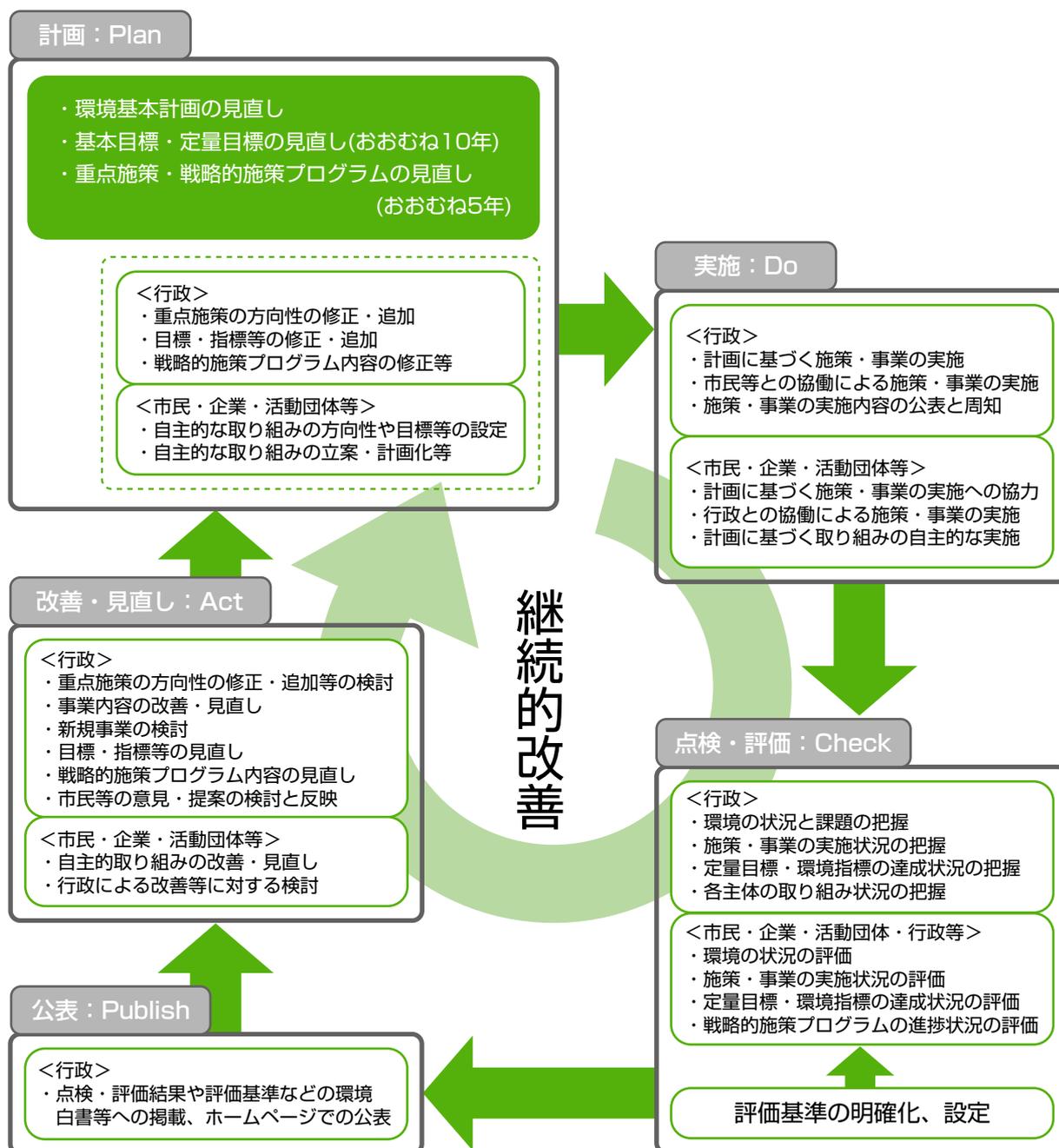


第5.3節 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルの導入

計画の進行管理では、市民・企業・活動団体等の参加と協働による進行管理の仕組みについて、PDCAサイクル〔計画の策定・見直し（Plan）→各主体における事業・取り組み等の実施（Do）→事業・取り組み等の実施状況等の点検・評価（Check）→事業内容等の改善・見直し等（Act）〕を基本として、その各段階で行うべき事項を下図に示しています。これに基づき実施する主体、時期、手順などを明確にして、施策や事業の実施が確実に進められるようにします。

図93 環境基本計画におけるPDCAサイクル



(2) 計画の点検・評価 (Check)

環境基本計画に掲げる目標や施策の進捗状況、環境の状況については、札幌市環境保全会議において点検を行い、この結果に、「(仮称)環境基本計画推進会議」における市民・企業・活動団体等の点検を加えて、環境審議会に報告し意見を求めます。同審議会の意見を踏まえて計画の進行状況の評価を行うとともに、推進方策等について市民・企業・活動団体等と協議を行い、これらの経過や結果を環境白書などにより公表し、市民意見の収集を行います。

これらの結果を受けて札幌市環境保全会議において再点検と評価を行います。

(ア) 計画の進行状況の点検

計画の進行状況について、下記のとよりの点検を行います。

①環境の状況

環境の状況、環境への負荷の状況を毎年度把握します。

②計画に基づく個別施策や事業の実施状況

札幌市環境マネジメントシステムの「環境保全事業¹²⁶」の区分において特定された個別施策・事業について、環境マネジメントプログラム(行動計画)¹²⁷を策定し、その実施状況等を目標達成率などにより毎年度把握します。

③重点施策等の進捗状況

個別施策や事業の実施状況、定量目標及び環境指標による点検・評価(手法については「(イ)計画の進行状況の評価」に示しています。)、環境モニターへのアンケート調査などの結果を活用し、毎年度把握します。

④基本目標・定量目標の達成状況

重点施策ごとに設定した定量目標の達成状況を毎年度把握します。

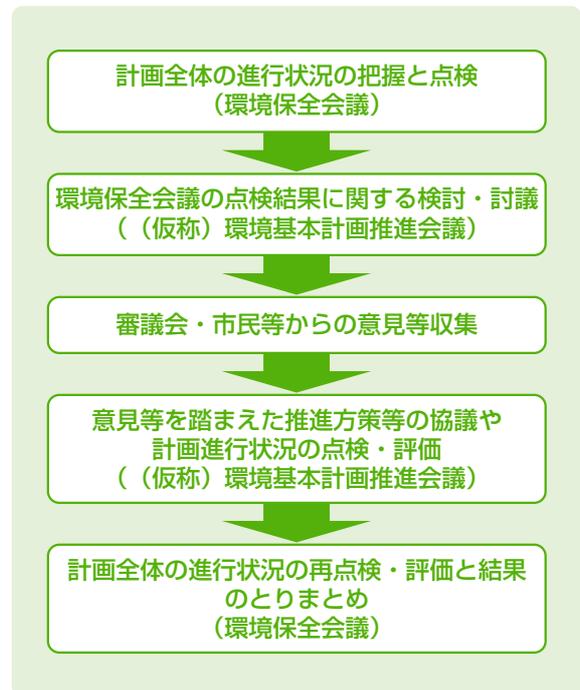
⑤市民・企業・活動団体等の取り組みの状況

市民・企業・活動団体等の取り組み状況について、「(仮称)環境基本計画推進会議」において把握を行うほか、環境確保条例に基づく環境保全行動計画や自動車使用管理計画、環境モニター制度を有効に活用したアンケート調査などによつて的確な把握に努めます。また、市民・企業・活動団体等の参加・協働の仕組みの整備や運用などの状況についても把握に努めます。

⑥札幌市の取り組みの状況

札幌市の取り組みについては、第4章に示す行政の行動指針の取り組み状況として、札幌市環境マネジメントシステムにおける環境方針に基づく事業活動の区分で策定する環境目的・目標・環境マネジメントプログラム(行動計画)の目標の達成状況やプログラムの実施状況を定期的に点検します。

図94 計画の点検・評価の手順



¹²⁶ 環境保全事業：札幌市環境マネジメントシステムでは、環境基本計画の対象となるすべての事業を環境保全事業としています。

¹²⁷ 環境マネジメントプログラム(行動計画)：環境方針を受け、環境目的・環境目標を達成するための具体的な取り組み内容、日程及び責任者等を明示したものです。

(イ) 計画の進行状況の評価

第3章「環境保全・創造のための重点施策」の各重点施策に基本目標、定量目標及び環境指標を設定しています。計画の達成度合いを的確に、かつ市民・企業・活動団体等に分かりやすく提供するため、定量目標及び環境指標を用いた計画の達成状況の総合的な評価手法を整備し、その手順等を公表します。また、より適切な環境指標の開発に努めるとともに、定量目標及び環境指標を用いた評価手法そのものについても継続的に改善を行っていきます。

なお、定量目標及び環境指標による点検・評価について、当面は、次の手法により実施します。

① 定量目標及び環境指標の年次更新

定量目標及び環境指標の各項目について、毎年度の数値把握を行います。

② 定量目標及び環境指標による評価

定量目標及び環境指標の各項目について、計画策定時の状況である1997年度から最新年次までの数値の推移や最新年次における数値を、「5：良い」「4：やや良い」「3：普通」「2：やや悪い」「1：悪い」の5段階で評価します。

③ 定量目標及び環境指標による施策等の評価

定量目標及び環境指標の5段階での評価結果を、対応する重点施策の施策の項目（定量目標及び環境指標の各項目と施策の項目との対応は、第3章の「定量目標」及び「環境指標」の「対応する施策の項目」に示します。）ごとの評価を行います。各施策の項目の評価は、対応する定量目標及び環境指標の5段階での評価結果の平均とします。

また、重点施策ごとの評価は、定量目標及び環境指標の5段階での評価結果の平均とします。

④ 事業費の投入や外部評価を加味した重点施策の評価

さらに、重点施策別に、事業費（決算額）や環境モニターアンケート調査の調査結果などを加味した評価を行います。

⑤ 評価基準の設定

計画全体の進行状況について、点検・評価の客観性を確保しつつ実効性の高い点検・評価を行うため、市民・企業・活動団体等の意見を踏まえ、先駆的・積極的に環境保全・創造に取り組む姿勢などを評価する独自の基準を設定します。

(3) 点検・評価結果等の公表 (Publish)

〔(2) 計画の点検・評価 (Check)〕の結果や評価基準などについて、環境白書やホームページに適宜公表し、市民・企業・活動団体等からの意見を収集します。

(4) 施策等の定期的な見直し (Act)

環境基本計画全体の進行状況に関する点検・評価結果等を踏まえ、市民・企業・行政の役割や行動を再確認するとともに、環境保全に寄与する新たな技術開発の成果を積極的に取り込むなど、環境マネジメントシステムの実施・運用を通じて、個別施策・事業の改善・見直しを毎年行います。

また、環境問題を取り巻く状況の変化や経済社会構造の変化に適切に対応しながら、本計画における目標については、おおむね10年をめぐりに見直しを行い、目標の実現方策である重点施策、戦略的施策プログラムなどについては、おおむね5年をめぐりに定期的に見直しを行います。

(5) 進行管理の充実強化

今後の進行管理の充実強化を図るため、本計画の体系に沿って、目標や環境に関する施策・事業等の取り組みの内容・実施状況、実施のコストや成果などを一元的に把握し、取り組みの問題点を把握して見直しを行うとともに、市民・企業・行政等で情報の共有をより促進していきます。このため、より効果的な進行管理を行うための手段として、すでに水道事業、下水道事業で導入している環境会計のような手法の活用や、情報を効果的に公表していく手段として環境報告書の作成などより適切な手法等の導入や活用を積極的に進めます。